公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トクナカ工業株式会社　谷口　彰男　東京都葛飾区西水元１―21―２　国土交通大臣許可（般―22）第18676号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年３月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ライフスクエア　大山　庸介　神奈川県川崎市宮前区馬絹1900―４　国土交通大臣許可（般―23）第24260号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年３月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜工業株式会社　福本　陽一　東京都港区浜松町２―１―18　国土交通大臣許可（般・特―23）第230号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年３月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　野村リビングサポート株式会社　関　　敏昭　東京都新宿区新宿５―14―６　国土交通大臣許可（般・特―24）第17587号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワＭＪホーム株式会社　木口　　昇　東京都新宿区西新宿１―24―１　国土交通大臣許可（特―24）第24771号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大雄電設工業株式会社　喜々津英二　東京都世田谷区給田３―26―20　国土交通大臣許可（般・特―24）第1753号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業、塗装工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社吉原組　鈴木　健之　東京都練馬区羽沢１―19―９　国土交通大臣許可（特―25）第17959号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、防水工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年４月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田村駒エンジニアリング株式会社　浅見　隆明　東京都中央区日本橋大伝馬町14―17　国土交通大臣許可（般・特―23）第19452号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年４月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工パーキング株式会社　住田　周三　神奈川県横浜市中区桜木町１―１―８　国土交通大臣許可（般・特―22）第21580号